

気になる話題 不動産経営の注意点

気になる話題



プロフィール

東京大学法学部卒業。昭和62年第一東京弁護士会登録。主たる業務分野は不動産取引関係の法務(売買、賃貸借等契約書類の検討や作成、裁判上、裁判外の事件処理)、企業法務(契約処理、債権回収等)、相続・遺言の法務、著作権など知的財産権関係の法務等。

質問

弊社は、ビルのテナントAが賃料を数カ月間滞納したので、Aとの賃貸借契約を解除しましたが、Aは、弊社からの退去届渡し要請を無視して一向に退去しません。契約条項には、「解除などで契約が終了した場合は、テナントが賃貸フロア内の所有物件を賃貸人の指定した期限に搬出しないときは、賃貸人がこれを搬出処分できる」という旨の定めがあります。そこで、弊社は、この契約条項を根拠にして、すみやかに賃貸フロア内のA所有物件を搬出処分し、ついで、フロアを空けたいと思いますが、法的に認められますか。

回答

は、契約条項があつても自力救済は原則として認められるものではなく、貴社の搬出処分は違法となり、不法行為に基づく損害賠償義務を負うことになります。判例によれば、貴社の相談事例のようなご相談事例のように、テナントの所有権や賃貸契約条項は、テナントに対する賃貸建物からの退去を強制するため法律的手続により、通常なら建物明示的請求の民事訴訟を立てています。そして、貴社の事務所概要>住所: 東京都中央区銀座2-7-17ティファニー銀座ビル7階TEL: 03-3567-7319(代表)

【なぜよく搬出処分する行為は?】

する搬出処分等を内容とするもので、こうした法的手続を講じないで、賃貸人の実力行使(自力救済)は、法的手続などの実力行使をしきによってのでは不可なればならないよう能又は著しく困難と認められる緊急やむを得ない特別の事情がある場合には、やはり搬出処分に実力行使は違法であつて許されません。

「搬出処分できる」との契約条項の解釈としては、テナントの占有を侵害しないやり方、例えばテナントが任意に建物から退去した後の残留物の搬出処分について認めるものであり、テナントの占有を侵害して行なう搬出処分まで許すものではないと考えられます。

ちなみに、賃貸人が顧問弁護士からこうした契約条項があるから大丈夫だとのアドバイスを受けたので、業者によつてテナントの所有の搬出処分をさせた場合でも、判例は、それは違法だとして不法行為に基づく損害賠償を命じていますので要注意です。